

住民税課税だったことから、償還免除にならなかつたみなさまへ

住民税非課税以外の償還免除について

※日本語を母語としない方もお読みになるため、平易な表現を使っています

あなたが利用した緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）は、償還（返済）が始まった後に、国の決めた要件にあてはまる状況になった場合、「償還免除（返す必要がなくなる）」になる可能性があります。

(1) 儻還免除になる要件と、免除申請に必要な書類

あなた（借りた人）が次のいずれかの状態になったときに、償還免除申請をすることができます

	要件	必要な書類
1	生活保護を受給した場合	① 儻還免除申請書 ② 生活保護受給決定通知 または 生活保護受給証明書
2	精神保健福祉手帳（1級）が交付された場合	① 儻還免除申請書 ② 精神保健福祉手帳のコピー
3	身体障害者手帳（1級または2級）が交付された場合	① 儻還免除申請書 ② 身体障害者手帳のコピー
4	次のすべてに当てはまる場合 ① 儻還開始になってから、12か月分以上の償還できていない金額がある ② 分納や、少額での償還などの相談をし、返しているものの、償還できていない金額が増えている ③ 借りた人と、借りた人の世帯主が住民税均等割のみ課税である（所得割が非課税） ④ 次のどれかに当てはまる世帯である (ア)高齢者のみ世帯 (イ)障害者世帯 (ウ)ひとり親世帯	① 儻還免除申請書 ② 世帯全員の住民票 ※世帯全員が載っていて、3か月以内に発行したもの ③ 免除申請をする年度の課税証明書または非課税証明書 ※借りた人と、借りた人の世帯主のもの ※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの ④ 左の④-(イ)に当てはまる場合、世帯員の精神保健福祉手帳または身体障害者手帳のコピー
5	死亡した場合	① 借受人死亡届 ② 死亡診断書 または 住民票の除票
6	失踪宣告された場合	① 失踪宣告が確定していることを証明する書類

※償還免除申請書は、この用紙の裏面にあります

(2) 儻還免除の申請方法

【申請期間】令和4年（2022年）11月から受付けます

【申請先】東京都社会福祉協議会

【申請方法】(1)の「必要な書類」の、該当するものを、以下の「問い合わせ先」に郵送してください

※償還免除の決定は、2023年1月以降になります

問い合わせ先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

☎03-6261-4335（受付時間：平日 9:30～17:30）

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

